

東京都一時保護要領

令和2年3月31日 31福保子家第2261号少子社会対策部長決定

I 要領の目的

- 平成28年6月3日、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童が権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。
- 平成30年7月6日、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者の進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として、国から「一時保護ガイドライン」が発出された。
- 一時保護は児童の最善の利益を守るため、児童を一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。本要領は、都が進むべき方針を関係機関などと共有し、児童の安全確保を図り、児童の福祉実現のための適切な一時保護に向けての考え方を示すものである。

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

- 児童福祉法（以下「法」という。）第33条では、児童相談所長が必要と認める場合には、児童の安全を迅速に確保した上で、適切な保護を図るため、又は、児童の心身の状況や、その置かれている環境その他の状況を把握するために、一時保護所での保護や、里親、児童福祉施設、その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者への一時保護委託ができるとされている。

2 一時保護のあり方

- 一時保護は、子供の最善の利益を最優先に考慮して行うことが重要である。
- 一時保護は、一時保護所や一時保護委託先の職員等が生活場面で児童と関わり、児童の気持ちに寄り添い、安心感を与えるとともに、児童相談部門においては、区市町村や子供家庭支援センター、学校等の関係機関と連携しながら児童や家庭に対する支援内容等を検討し、方針の決定や見直しを行う期間である。
- 児童にとっても、日常生活から離れ、自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築するための期間であり、児童が安心した生活を行うための環境を整えるとともに、今後の援助方針に児童が主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行う必要がある。
- 援助に当たっては、常に児童の権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は一切許されない。

- 一時保護は、児童にとって、養育環境が変化し、また、自由に外出ができないなど一定の行動制限も受けることから、精神的に大きな負担を伴うものである。また、児童が入所に至った背景も虐待や非行など様々なうえ、保護される児童の年齢も異なることから、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な援助を確保するなど、個別化された丁寧なケアが必要となる。
- 職員が一人ひとりの児童に適切に目配りをするなど、「児童自身がここでは守られていて安心できる」と感じられる場とすることが必要である。一方で、児童が一人になりたい時のために、個室等で安心していられる空間を確保するなど、児童のありのままを受け入れる受容的な態度が求められる。
- 職員は、一時保護された児童の背景を十分に理解したうえで、児童の行動の背景に被虐待によるトラウマ反応などがあり得ることを踏まえ、時に表出する不適切な認知や行動パターンを理解し、児童の持つ強みと課題を総合的にアセスメントしていくことが必要である。
- また、一時保護を解除される児童が、解除後に再度虐待などの問題が起きた場合に、一時保護されていた場所に助けを求めることができるよう、児童が安心感を持って生活できるような援助を行うことが必要である。

(1) 一時保護の強行性

- 一時保護は、児童の安全を確保し、適切な援助方針の決定に必要なアセスメントを行うためのものであるが、児童を家庭から離し、自由な行動を制限することもあることから、可能な限り児童や保護者の同意のもとで行う必要がある。
- 児童が一時保護に否定的な意見を持つ場合には、一時保護の理由を説明し、児童が納得するよう尽力しなければならない。
- しかし、児童の福祉を図るために必要と認められる場合は、児童や保護者・親権者等の同意がなくても一時保護を行うことができる。
- 特に児童虐待対応においては、児童の生命に危険が及ぶ可能性があることから、児童や保護者の同意がなくても、児童の安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

(2) 一時保護の機能

- 一時保護の有する機能は、法律上明記されているのは緊急保護とアセスメントだが、短期入所指導としての機能も持ち合わせている。
- 一時保護の期間は、法第33条において2か月を超えてはならないと規定されているが、保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。
- 短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられ、児童の心理治療ができる施設を活用することも含めて検討する。

ア 緊急保護のあり方

- 緊急保護を行う必要があるのは、おおむね次のとおりである。
 - ・棄児、迷子、家出等の児童で、適当な保護者又は宿所が無く、緊急に児童を保護する必要がある場合
 - ・虐待等を理由に児童を家庭から一時引き離す必要がある場合

- ・警察から法第 25 条に基づき通告のあった児童又は少年法第 6 条の 6 第 1 項に基づき送致のあった児童を保護する場合
 - ・児童の行動が他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合
- 一時保護委託に比べ制約が多くなる一時保護所での保護は、児童の権利擁護の観点から必要最小限の期間とし、全ての一時保護ケースについて、毎週、一時保護委託への移行の検討も含めた進行管理を徹底するとともに、3 週間以内に一時保護解除後の援助の方向性を児童相談所長が決定する。また、そのことについて記録にとどめる。

イ アセスメントのための一時保護のあり方

- アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）は、適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による十分な行動診断、児童の置かれている環境等についての社会診断、児童の心身の状況等についての心理・医学診断といった総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行い、既に措置中の児童の再判定が必要な場合を含む。
- アセスメント保護では、児童の状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要である。
- アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を児童や保護者に伝えることが望ましい。

ウ 短期入所指導のあり方

- 児童の行動上の問題や心理的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が必要であり、通所等による援助が困難又は不適当な場合に実施する

3 児童の権利擁護

（１）児童の権利擁護

- 一時保護は、援助方針を決定するまでの期間、安全・安心な環境を児童に提供しつつ、さらに一人ひとりの児童の特性や保護に至る経緯に応じた支援を行うものであり、児童の最善の利益が常に考慮されなければならない。
- 一時保護中も児童の権利が守られることが重要であり、一時保護における生活上のルールについても、一時保護の目的を達成するための最低限の制限に限られるべきである。そのため、「児童の権利」、「制限される内容」について、児童の年齢や理解度に応じて説明を行う必要がある。
- 児童の意見が適切に表明されるよう配慮が必要であり、まずは直接職員に意見を述べられるような児童と職員の信頼関係を構築し、他児童に聞かれることなく意見を言える環境整備を整える。
- さらに、定期的なアンケートの実施や、児童自身が意見を記入し、投函できる箱の設置、第三者委員による面接の実施など、児童の意見をくみ上げることが重要である。

(2) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

- 外出、通信、面会等に関する制限については、児童の安全確保のために必要最低限として、その内容を事前に児童と保護者に丁寧に説明し、記録にとどめる。
- 行動自由の制限と保護者との面会交流制限については、上記のほか、援助方針会議等で慎重に検討したうえで、児童相談所長が決定を行い、その経過を記録にとどめる。なお、児童に対する行動自由の制限は、自由に出入りできない建物内に児童を置くという程度までであり、児童の身体を直接的に拘束することはできない。
- 児童が上述の制限に納得できない場合には、児童の安全確保のために必要な制限である旨をさらに丁寧に説明し、納得が得られるよう努力することが求められる。

(3) 被措置児童等虐待の防止

- 職員（一時保護委託先の養育者含む）が児童に虐待を行うことは、児童の心身を傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならない。
- 被措置児童等虐待があった場合には、職員に相談できることに加え、児童福祉審議会の相談窓口や東京都の子供の権利擁護専門相談事業等を利用し、児童が確実に訴えられる仕組みがあることを周知する。
- 児童が児童福祉審議会へ通告・届出ができる仕組みのさらなる整備を図る。
- 一時保護期間は、2か月を超えてはならないと法に定められていることから、被措置児童等虐待への対応は、より速やかに実施することが必要となる。
- 児童の権利が侵害される事態が生じたときは、まずは、被害を受けた児童の安全・安心を守り、心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で支援体制を見直すなど、再発防止に万全を期すことが必要である。

(4) 児童同士の暴力等の防止

- 職員は、日頃から児童同士の暴力やいじめなど、児童の健全な発達を阻害する事態の防止に常に注意を図らなければならない。
- 児童同士で権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えるとともに、職員は事故が起きたときに速やかに被害拡大防止に対応できる体制を確保する。
- 他児や職員に対する暴力、著しい暴言等の逸脱行動があった場合には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを児童と一緒に考えることも重要である。

(5) 児童の暴力等への対応

- 児童が暴れてしまい、自傷他害や器物損壊を避けるために一定程度児童を抑制する必要がある時など、やむを得ず身体接触が必要なことがある。こうした場合には、児童の年齢や性別を考慮した対応が必要であり、学齢以上の場合は同性の職員が対応することが望ましい。その場合でも、暴力的な行動を制止することに留め、間違っても暴力を用いることがあってはならない。
- 制止行動を行った際には必ず記録に留め、管理監督者に報告するなど組織的に把握しておくことが必要である。

(6) 特に配慮が必要な児童

- 障害を持っている児童や、その他のマイノリティーの児童の支援は特に配慮しなければならない。
- こうした特に配慮が必要な児童の権利が守られる一時保護先を確保し、あらかじめ入所方法、支援方法等について協議しておく。

ア 障害を持った児童や医療的ケアを必要とする児童への対応

- 児童を適切に保護できる場を用意しておくこと、一時保護された児童の食事や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けられるようにしておくことが必要である。

イ 文化・慣習・宗教等が異なる児童

- 文化・慣習・宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重し、それに対応できる方法を協議しなければならない。

ウ 性的指向又は性自認に配慮が必要な児童

- 児童が知られることに抵抗感を持ち、自ら知らせない場合もあることから、児童が信頼して話ができる体制を整備し、個別対応が可能な体制を確保する。
- 男女の居住空間が分かれているような一時保護所や施設では、あらかじめどのように対応するかを検討しておく。

エ 性被害を受けた児童

- 性被害を受けた児童は様々な症状や心的外傷の反応、他者との適切な距離に関する問題を抱えていることがある。
- 性被害を受けた児童のほか、人間関係に不安を感じている児童は個室を利用できるようにすることが望ましい。
- 児童が性被害の事実を開示してきた場合には、職員は、よく話せたなどの評価や誰がやったなどの誘導を交えずに、児童の訴えを傾聴する。最小限の聴き取りにとどめ、改めて別の場所、別の職員による面接を後日行う旨を伝える。児童の開示内容については、担当児童相談所に速やかに連絡を行う。特に被害確認面接が予定されている場合には、一時保護所や一時保護委託先の職員等による聴き取りは避けるべきである。

オ 刑事告訴・告発を伴う児童

- 性被害や重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取が行われることがある。その際には児童の生活状況を警察官に伝え、事情聴取で触れる内容等において児童の心の傷を広げないよう配慮が必要となる。
- 警察官による事情聴取の場には児童のことをよく理解している児童相談所職員が同席することを検討する。
- また、「児童の心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、警察、検察を含めた三機関での連携に基づく、被害事実の確認についても検討する。ただし、児童の負担軽減が目的であることに留意しなければならない。

カ 重大事件触法少年

- 重大事件の場合は児童のプライバシーをメディアから守るための対応に加えて、他児への影響等にも配慮が必要である。また、事件を起こした児童は起こした事件の重大さから混乱した状態になることに配慮することが必要である。
- 刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となることもあるが、一人になることによって自らの行動の重さを耐えきれずに自傷等を行うこともあるので、常に職員が目配りを行い、職員との信頼関係を築き、その中で安心であることを認識させることが必要である。
- 警察官による触法調査が行われる場合には、児童に付添人弁護士の選任を行うことが認められているので、そのことを児童に教示し、必要に応じて付添人弁護士の派遣を依頼する。

4 一時保護の環境及び体制整備等

- 一時保護される児童は、虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護されていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場合は、温かい雰囲気の中で児童が心から安心できる環境でなくてはならない。
- 一時保護については、その目的を達成し、一人ひとりの児童の状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができるよう、研修などによる職員の専門性の向上や児童の権利擁護を図るための体制整備、環境整備を行う必要がある。
- 夜間・休日などの緊急保護への対応も考慮し、必要な一時保護に適切に対応できる一時保護所の定員設定を行う。
- 一時保護所の個室の整備や活用を進め、児童の状態や年齢、必要性等に応じて児童が個室を選択できるような体制を整備する必要がある。
- 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する一時保護委託の活用等により、適切な支援を確保する。
- 児童の安全確保が可能な場合には、一時保護中の通学が可能となるよう、里親や児童福祉施設、区市町村が要支援ショートステイに使用している施設なども活用して、一時保護委託を実施する。

5 一時保護の手続

(1) 一時保護の開始

ア 一時保護の決定

- 一時保護の決定は、受理会議や一時保護決定の会議等において検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合も臨時の一時保護決定の会議等を開いて検討する。
- 一時保護の決定に当たっては、児童の権利擁護の観点から児童や保護者に一時保護の理由、目的、予定されるおおむねの期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限や、2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続等について説明し、一時保護についての同意を得ることが望ましい。

- 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容、一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて、引き続き一時保護を行う場合の手続きを文書で保護者に通知し、説明する。
- なお、保護者に対して児童の居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童の居所を明らかにしないことができる。
- 緊急保護の場合等児童の安全確保等のため必要が認められる場合には、保護者や児童の同意が必須ではないが、この場合にも児童や保護者への説明は十分に行う必要がある。
- 児童へは、発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であるが、児童によっては落ち着いて話を聞けない児童もいる。タイミングよく伝える技術が求められる。
- 一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須ではないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初からとなるので留意する。

イ 一時保護の開始にあたって

- 児童の不安をできるだけ少なくするため、どのような生活を送るのか、児童の年齢や状況に合わせて分かりやすく伝える。
- そこでの生活がおおむねどの程度の期間となるか、児童が理解できるよう、できるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。こうした見通し等に関することは、一時保護中においても定期的に伝えることが望ましい。
- 身体的外傷がある児童については、必要に応じて一時保護前の受診を検討し、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、記録する。
- 非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、安全な生活を送るとともに、児童が不適切または違法な行動上の問題を起こさない生活を目指して児童と一緒に考えていくことが目的であることを伝える。

(2) 一時保護の継続

ア 一時保護の継続

- 一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされており、児童相談所長は、下記の例などにより、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

《継続が必要な例》

- ・家庭裁判所に対して、法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・2か月を超えるものの、さらに数週間程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、児童等に納得した支援や家族への引き取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合
- ・児童を里親に委託する方向で、児童と里親の交流や関係調整を進めているが、これらの調整にさらに時間が必要な場合

- ・施設入所する方向の児童であるが、当面の医療的ケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合

- 法 33 条第 5 項の規定に基づき、親権者等の意に反して 2 か月を超えて引き続き一時保護を行う場合及び引き続き一時保護を行った後 2 か月を超えて引き続き一時保護をする場合ごとに、家庭裁判所の承認を得なければならない。
- ただし、家庭裁判所に対して法第 28 条第 1 項の承認の申立て又は第 33 条の 7 の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。
- 一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。
- 継続の手続を行っている場合にも一時保護の見通しについて、児童が理解できるよう伝えることが望ましい。

イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

- 一時保護の継続を行う場合は、親権者等から 2 か月を超えて引き続き一時保護を行うことについて、親権者等へ説明し、意向を確認する必要がある、こうした状況等について記録しておく。
- 意向の確認は、親権者等の意向や親権者等への説明の状況等について記録する。
- 親権者等の意向に反する場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないことから、一時保護開始又は継続後 40 日程度までに意向確認を行う。
- 一時保護について、親権者等の同意が得られないケースは、リスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除にあたっては、特に慎重な判断を要する。

ウ 家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

- 一時保護を行うことが、親権者等の意に反し、かつ、法第 28 条第 1 項の承認の申立てまたは第 33 条の 7 の規定による親権喪失もしくは親権停止の審判の請求もしくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始または継続から 2 か月ごとに家庭裁判所の承認を得なければならない。
- ただし、2 か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなどの理由で、一時保護開始から 2 か月以内に家庭裁判所の承認を得ることができなかった場合には、例外的に、親権者等による同意撤回等が判明した後、速やかに家庭裁判所に申し立て、承認を得る。
- 本申立てについては、迅速な審理を行うため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後、家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要について説明を行うことが望ましい。
- 児童相談所長は、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から一時保護開始から 2 か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生した場合には、当該一時保護期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間は、引き続き一

時保護を継続することができる。

- 児童相談所長は、家庭裁判所において申立てを却下する審判が出された場合であっても、却下の審判について不服申立てを行い、高等裁判所で争っている間や、児童相談所が即時抗告を行うことができる期間など、やむを得ない事情があるときは、引き続き、当該一時保護を継続することができる。

(3) 一時保護の解除

- 一時保護の目的を達成したときは、速やかに一時保護を解除する。
- 一時保護解除により、児童は、生活場所が再び変化することにより、不安を示すことがある。児童が解除後の生活の見通しを持ち、気持ちの整理を行う時間が持てるよう、解除について伝える時期についても、十分配慮しなければならない。
- 一時保護中に、親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、家庭復帰が適当と判断されれば、児童相談所は児童の家庭復帰の準備をすることになる。
- 家庭復帰する児童に対しては、解除決定時に速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、区市町村や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。この場合に、円滑な家庭復帰に向けて、一時保護中から区市町村とも連携して家族のアセスメントを行い、一時保護解除前に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開き、地域にセーフティーネットを構築しておく。
- また、家庭復帰の際には、一時保護解除に保護者から児童に対して虐待等の不適切なかかわりが行われるような場合には、「誰に」「どのような方法」で連絡をすればよいのか（休日・夜間を含む）を、年齢に応じて児童に伝える必要がある。
- 里親委託や施設入所等へ移行する児童に対しては、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰等の先の見通しなどを十分に伝えとともに、児童の意見や気持ちを十分に聞き、養育環境の変化に対する不安等を受け止め、そうした移行が必要であることを十分説明するなど、移行期における丁寧な支援が必要となる。
- その際、児童が安心感を持てるよう、里親や施設等に対し、アセスメント結果など児童を支援するために必要な情報を積極的に共有するとともに、児童と里親や施設との交流を深めながら児童の受入れ態勢を整えることが有意義である。このため、可能な場合は委託・入所予定先の職員が一時保護所を訪問することや、児童が里親宅や施設を訪問することなども考えられる。
- なお、この時期から、里親や施設職員は、保護者の情報や児童の養育についての情報を共有するなど、常に連携・協働できる関係作りを進めていくことが必要である。
- 一時保護中に得られた児童の生活に関する大切な情報（生育歴、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているものなどについては、丁寧に分かりやすく引き継ぐことが必要である。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

ア 親権者等のない児童の場合

- 児童相談所長は、一時保護中の児童で親権者等のない者に対し、親権者等がある

に至るまでの間、親権を行う。(法第 33 条の 2 第 1 項)

○児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面は下記のとおり。

《親権代行が想定される例》

- ・児童に多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・児童に医療行為（精神科医療を含む）が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・児童が予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

イ 親権者等のある児童の場合

○児童相談所長は、一時保護中の児童であって親権者等のある者についても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。

○児童の親権者等は、児童相談所長の採る措置を不当に妨げてはならない。(法第 33 条の 2 第 3 項)

○児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置において、児童の生命または身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても採ることができる。(法第 33 条の 2 第 4 項)

○親権者等の意に反した措置を採る場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

(5) 児童に関する面会、電話、文書等への対応

○一時保護中の児童に関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、その児童の人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から個別的な方針の下に行う必要がある。

○保護者等の虐待等により一時保護した児童について、児童相談所長は保護者等に対して当該児童との面会又は通信を制限することができ、保護者に対して児童の住所または居所を明らかにした場合、再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるときは、児童の住所又は居所を明らかにしないものとされている。

○児童虐待等を行った保護者等が面会や引取りを求めてきた場合に、これを受け入れることが児童の福祉を害する場合には、面会等を拒む等、児童の福祉を最優先に対応を行う。

○面会・通信の制限では不十分であり、必要があると判断した場合には、児童虐待防止法第 12 条の 4 に基づく児童への接近禁止命令を行うことを検討する。

(6) 保護者・家族への感情、家族の情報、家族との面会等

○家族との面会等に関しては、児童の安全と安心を前提に、児童の意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要がある。また、児童の意見を十分に聴取し、面会等を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っている児童には、児童が面会を拒否しているといった説明ではなく、児童相談所の判断として、面会が適当でないことを保護者に説明するなど、児童に安心感をもたらすことが必要である。

- 児童相談所として家族との面会等を制限する場合には児童と保護者にその説明をしっかりと行う。

(7) 一時保護した児童の所持物の保管、返還等

ア 児童の所持物

- 一時保護した児童の所持する物は、児童の福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り児童が所持できるよう配慮する。
- 一時保護中、本人に所持させることができない物は、その理由を説明したうえで、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長が児童の所持物として保管することができる。
- 特に、可能な限り児童に安心できる環境を提供するという観点から、心理的に大切な物については、児童が所持できるよう配慮する。
- 私服についても、所持物と同様の手続きの下、着用できるよう配慮するとともに、一時保護所が用意する衣服については、可能な限り児童の希望に応じた物となるよう努めていく。
- 児童が所持する必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましいが、返還できない場合や児童が保護者への引き渡しを拒否した場合は、児童の同意を得て、児童相談所長が保管する。
- 日用品、着替え等を持たずに入所した児童に対しては、一時保護中の生活に不自由とならないように、必要な物を初日に支給又は貸与する。

イ 所持物の保管

- 児童の所持物を保管する際は、紛失、盗難、破損等が生じないような方法で保管し、台帳等に記載しておく。

ウ 所持物の返還

- 所持物は、一時保護を解除する際に児童に返還する。
- 所持することが児童の福祉を損なうおそれがある物については、保護者に返還することが適当である。

エ 所持物の移管

- 他道府県等に児童の身柄を移管する場合は、児童の所有物も身柄と共に移管する。

オ 児童の遺留物の処分

- 一時保護中の児童が無断外出等により、その後一時保護所に戻らずに解除した場合には、遺留物を保護者に引き渡すものとする。

Ⅲ 一時保護所の運営

- 夜間・休日などの緊急保護への対応も考慮し、必要な一時保護に適切に対応できる一時保護所の定員設定を行う。(再掲)
- 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する一時保護委託の活用等により、適切な支援を確保する。(再掲)
- 一時保護については、その目的を達成し、一人ひとりの児童の状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができるよう、研修などによる職員の専門性

の向上や、児童の権利擁護を図るための体制整備、環境整備を行う必要がある。(再掲)

1 運営の基本的考え方

- 一時保護所においては、児童の最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない、児童の権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意する。
- 児童が落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫する。
- 児童同士の暴力やいじめなど、児童の安全を脅かしたり、児童の健全な発達を阻害したりする事態の防止にも留意する。
- 一時保護所の生活は、個々の子供にあわせた生活を保障するものであるが、時には集団行動をとる場面もあり、その際には情緒が著しく不安定であったり、他児との集団生活に苦痛を感じるなど集団生活に適応困難な児童は、必要に応じて、集団から分離して個別の生活を送らせるなどの支援を講じる。
- 個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、児童の生活の保障に努める。
- 日々の児童との関わりの中で受けた意見や、意見箱やアンケートによる児童の意見、第三者委員の意見や外部評価結果等について、改善策を検討する。
- 一時保護職員については、事例検討等を通じた対人援助技術の向上を図るとともに、接遇やコミュニケーションのスキル、児童の権利擁護への意識を高める研修、発達障害、トラウマ等に関する研修などを実施し、対応スキルの向上を図っていく。
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていること、法第33条の11において一時保護所職員について被措置児童虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為が禁止されていることに留意し、適切に運営する。
- 児童一人ひとりへの、きめ細かな支援を行うためには、職員が精神的にゆとりをもって児童に接することが必要である。そのため、職員自身がメンタルヘルス不調に陥ることもあるという可能性を職員間で共有するとともに、セルフケア研修の実施や精神保健相談員による支援の活用をしていく。
- 一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、年齢や目的の違い等があること、児童の入退所が頻繁であることなどの特徴があるが、児童一人ひとりに合った支援を行う。

2 入所時の手続

- 入所時の説明については、Ⅱの5（1）を参照。
- 児童の所持物の取扱いについては、Ⅱの5（7）を参照

3 児童の観察

- 一時保護所担当者は、総合的なアセスメント実施のために、一時保護した児童の全生活

場面について行動観察を行う。

- 種々の生活場面の中で児童と関わりながら児童の状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

4 保護の内容

(1) 一時保護所における生活

- 健全育成の観点から、児童の発達段階に応じた規則正しい生活日課の設定が必要である。ただし、標準的な日課を設定することが目的であり、児童の生活を管理するという趣旨で日課設定を行ってはならない。
- 生活日課を通じて生活リズムを回復することが必要であり、あわせて、児童の状況をみながら、日常生活の動作や基本的生活習慣を習得することにより、達成感や自己肯定感を高めることも必要である。ただし、児童の生活習慣は、一時保護所入所前の生活の中で身についており、短期間で新たな生活習慣を身につけるのは困難であることを認識する必要がある。
- 一日の過ごし方の例として、学齢児に対しては学習指導、未就学児に対しては保育を行う。スポーツ等レクリエーションのプログラムを組んだり、自由遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境を提供する。

(2) 生活面のケア

- 生活面のケアは、個々の児童の状態に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行う。一時保護所での生活を通して、時には時間をかけて、生活習慣を身につけるための支援をすることが重要である。
- 幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的生活習慣の習得等に十分配慮して行う。
- 集団生活の中で互いを尊重し、安心感を持って生活ができるよう、個々の児童の必要に応じて人との関わり方や感情のコントロールなどについての対人スキル教育や心理教育を行う。
- 児童の行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、児童のニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。
- 夜尿等特別な支援や治療的ケアを必要とする児童への対応等にも配慮する。
- 特に、入所時には児童は精神的に不安定な状態になっている場合が多く、保護所職員が受容的にかかわり、必要に応じて心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。
- 一時保護所職員と児童との関係を大切にし、担当職員と児童との個別で関われる時間を作るなどして、児童の生活の安定を図ると共に、入所前の生活を振り返ったり、退所後の生活のイメージ作りなどを行うことは、児童にとってとても大切な時間となるので、意識的な配慮が必要である。

(3) 余暇活動

- 児童の気分転換や、多様な経験を得る機会として、外出のさらなる充実が必要であり、一時保護所内でもリラックスできる時間や自由に遊ぶことができる時間が必要である。

- 入所している児童の年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、児童の希望に応じて参加させるよう配慮する。
- こうした余暇活動の実施に当たっては、事故防止に留意することが必要である。
- 今後は、外部人材の活用等により、郊外の公園・施設への外出や年齢ごとのグループでの活動など、外出・行事の充実を図る。

(4) 食事（間食を含む。）

- 食事は衛生を確保し、栄養のバランスはもちろん児童の嗜好にも十分配慮した一定期間の予定献立をあらかじめ作成して、温かい雰囲気の中でより楽しく食事を提供できるよう、工夫する必要がある。
- 入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の児童の状態に即し、食べることや食べる量の強制を行うことは厳に慎まなければならない。
- 食物アレルギー等については、アセスメントができていない児童が突然入所することもあるため、特に配慮を要する。
- 栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に細菌検査を実施する。

(5) 健康管理

- 児童にとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。
- 毎朝、児童の健康状態を観察するほか、必要に応じ診察を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

(6) 教育・学習支援

- 一時保護している児童の中には、学習をする気力がない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない児童などがある。このため、児童の状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要である。
- 一時保護中の子供の安全確保及び一時保護の目的達成が妨げられない場合には、児童の意向を踏まえ、可能な限り通学可能な一時保護委託先を検討する。高校生については、通学が可能な状況である場合は、保護所からの通学を支援する。
- 児童の学習進度を確認するとともに、必要に応じて在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議し、一人ひとりの状況に応じた学習支援を展開する必要がある。
- 福祉職と学習指導員が連携・協力し、児童の学力の向上に努めるとともに、少人数での学習指導やニーズの高い教科（理科や社会等）などの学習指導に関し、外部講師やICTの導入を検討する。
- 幼児の日中活動についても、保護に至るまでの所属（保育園・幼稚園）に準じた「保育」「幼児教室」のプログラムの導入など、幼児支援の充実を検討する。
- このほか、職員派遣や教材提供など、都又は区市町村の教育委員会等と連携した学習支援が実施できる体制整備を検討する。

(7) 特別な配慮が必要な事項

- 一定の重大事件に係る触法少年と思料される児童については、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断とともに、警察による調査や弁護士の面接など様々なことが集中的に行われることが想定されるので、児童福祉司等と十分な協議を重ね、援助の内容を決定することが必要である。
- 重大事件により、警察から触法送致を受けた児童を一時保護する場合には、家庭裁判所に送致までの期間でどのようなスケジュールに基づき各種診断や警察官調査、付添人弁護士面接を実施するなどの調整を行う。

5 安全対策

- 火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に児童の入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。
- 避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。
- 日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。
- その他、児童の安全の確保については、不審者への対応なども含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

6 無断外出及び事故への対応

- 無断外出は児童の最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、その発生予防が重要である。一時保護されている理由を理解することに時間を要する児童もあり、一時保護の目的を児童と確認していくことが無断外出の予防となる場合がある。
- 一時保護中の児童が無断外出したときは、一時保護所職員が第一義的にその児童の発見、保護に努めるとともに、児童福祉司等を通じ保護者その他の関係者に連絡し、早期の身柄保護に努める。また、速やかに警察署に連絡して発見、保護を依頼する。
- 無断外出などの行動上の問題は児童からのサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、児童からの説明をじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。
- このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応をとるべきではなく、児童の抱える課題やそうした行為の心理的背景を丁寧に把握した上で、必要な支援内容を組み立て、実行することにより、児童が生活の立て直しができるように支援することが必要である。
- 無断外出を理由として一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。

- 児童が無断外出し、他道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、児童の福祉を十分勘案し、他道府県等の児童相談所と調整し、どちらが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、元の児童相談所が現に児童の身柄を保護している児童相談所に引取りに行く。
- 重篤な自傷行為や自殺企図などが発生した場合は、一時保護所職員は速やかに児童の安全確保を図り、その後、管理監督者に連絡を行い、対応について指示を受けるとともに、担当児童相談所に連絡を行う。

7 観察会議等

- 一時保護所職員は業務引継ぎを適切に行い、児童の状況について十分把握する。
- 原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の児童の行動観察結果、聴取できた児童の意見、そこから考えられる児童の行動の背景、それに基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。
- 観察会議には、児童の援助決定に向けての節目においては担当の児童福祉司や児童心理司も参加することが有益であるが、参加が困難な場合には、社会診断や心理診断結果について、随時情報交換を行うよう努める。

8 他の部門との連携

- 児童福祉司や児童心司等が連携して、少なくとも週1回程度、児童との面会を実施するなど、保護児童と児童福祉司、児童心理司とのコミュニケーションの充実に努める。
- 一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による児童との面接、検査等を行う場合には、日時等について十分打ち合わせをしておく。
- 児童の行動観察、生活面のケア等についても十分な連携を行う。

IV 一時保護委託

1 一時保護委託の考え方

- 乳幼児の一時保護については、子供の状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細やかな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。一時保護委託については、受理会議やブロック会議等で慎重に検討し、決定する。
- 警察への一時保護委託は、島しょ部など速やかな一時保護の実施が困難な場合を除き行わない。やむを得ない事情により警察に一時保護委託を実施する場合には、児童相談センター及び本庁協議を実施したうえで、児童相談所長が決定することとして、協議内容を記録に留める。
- 島しょ部で発生し警察が保護している事例等で、直ちに一時保護所に連れてくるとや迎えに行くことが著しく困難であり、里親や他の機関への一時保護委託が困難

な場合には、例外的に警察署に一時保護委託を行う。

- 乳児、または、年齢よりも明らかに発達が遅れており一時保護所において支援することが適当でないと判断される幼児の場合には、里親または乳児院への一時保護委託を検討する。
- 医療的な対応が必要な場合や自傷他害のおそれがあり、一時保護所での対応が困難な場合には、医療機関等への一時保護委託についても医師の助言を受けながら検討する。
- その他、次に掲げる理由で一時保護委託を行うことが適当と判断される場合には、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者に一時保護を委託することができる。
 - ・それまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合
 - ・現に措置されている児童であって、他の里親等や施設等において一時的に支援を行うことにより、その児童が抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
 - ・その他特に必要があると認められる場合
- 現に児童相談所において一時保護している児童で、一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においては里親、児童養護施設等への一時保護委託に向けた検討を行う。

2 一時保護委託の手続

- 一時保護委託先の選定にあたっては、環境、設備又は児童や保護者の状況を十分勘案し、その児童に最も適した委託先を選ぶことが必要である。
- 委託期間については、必要最小限の期間とし、一時保護所に入所する場合と同様に毎週の一時保護進行管理の中で、一時保護の継続や方向性を判断する。
- 一時保護委託を行うに当たっては、委託の期間等について保護者及び委託先に通知する。一時保護委託を解除した場合も同様である。
- 委託先に対しては、上記通知のほか、一時保護が必要な理由、委託が必要な理由、児童への説明内容と児童の意向、児童の性格や特性、親子関係、保護者の一時保護への意向、十分な情報提供を行う。

3 保護者との面会交流

- 一時保護委託における面会場所や面会手段については、児童や保護者の状況を踏まえ、慎重に検討する。特に里親については、里親支援機関事業の面会交流支援等の活用も含めて検討する。